

滋賀県における体験の機会の場の認定に関する申請手続き等のご案内

平成24年10月1日
滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

環境教育等による環境保全のための取組の促進に関する法律（以下「法」という。）第20条の規定に基づく、滋賀県における自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）の認定について、必要な申請手続き等についてお知らせします。

以下は、滋賀県知事への申請に係る基本事項を記載したものであり、申請を考えておられる方は事前に環境政策課までご相談ください（申請してから認定までには2ヵ月程度かかります）。

1. 認定申請を行うことができる者

（1）体験の機会の場の認定申請を行うことができる者は、土地または建物の所有者または使用および収益を目的とする権利を有する者（個人、民間団体等に限る。）です。

臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除きます。

（2）上記の土地または建物の全部が滋賀県内に所在していること。

他府県とまたがる場合は、大臣認定となります。

土地または建物の全部が大津市の区域内に含まれる場合は、大津市長認定となります。

（3）認定を受けようとする体験の機会の場において、直近3事業年度の事業実績がある者

（4）法第20条第4項の欠格条項に該当しない者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

- 一 第二十条の六第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 二 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに前号に該当する者があるもの

2. 申請手続き

申請には次の書類を提出してください。提出部数は正本1部、写し1部です。

認定申請書（様式第1）

添付書類（具体的な書類については別表1をご確認ください）

（1）申請者が個人である場合は、その住民票の写し

（2）申請者が法人その他の団体である場合は、その定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずるもの

（3）申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面

（4）直近の3事業年度の各事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類

（5）申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書

（6）認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者および実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地または建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類

（7）認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識および経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類

- (8) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額および当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類
- (9) 認定の申請に係る土地または建物の位置を示す地図および当該土地もしくは建物の登記事項証明書またはこれに準ずるもの
- (10) 認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書
- (11) その他参考となるべき事項を記載した書類

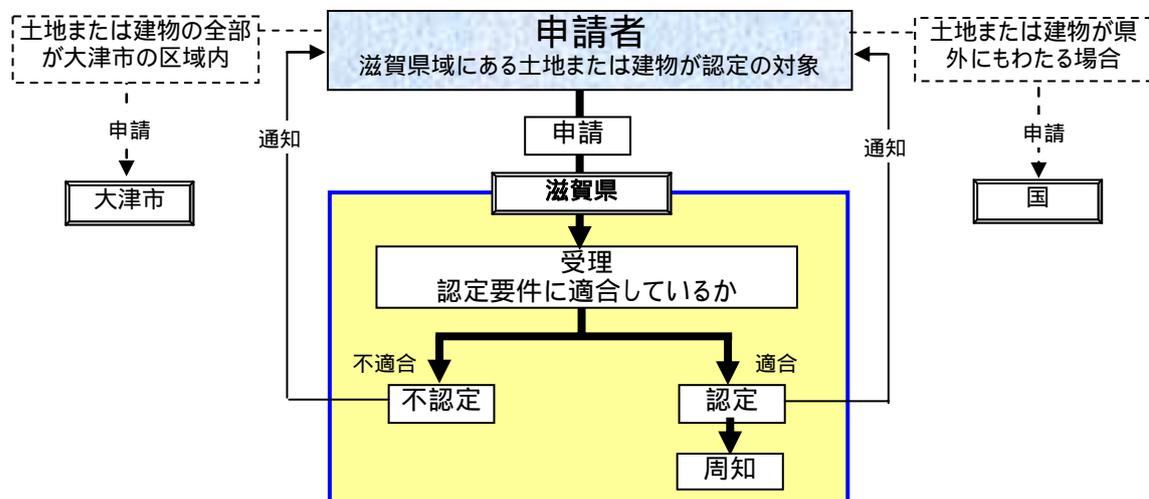
3. 認定要件

知事の認定を受けるためには、体験の機会の場で行う事業の内容等が次に掲げる要件のいずれにも適合している必要があります。

- (1) 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(平成 24 年 6 月 26 日閣議決定) に照らして適切なものであること。
- (2) 体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が以下の基準に適合するものであること。
 - ア 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。
 - イ 適切な計画が定められていること。
 - ウ 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者および実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
 - エ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - オ 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
 - カ 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に 3 年以上従事した経験を有する者もしくはこれと同等以上の知識および技能を有する者により行われ、またはこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- (3) 認定の申請に係る土地または建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。

認定にあたっては、必要に応じて、現地調査を行います。

認定の申請のイメージ



4．認定の表示および周知

認定を受けた体験の機会の場（以下「認定体験の機会の場」という。）である旨の表示をすることができます。その場合は、下記の表示例を参考にしてください。

また、滋賀県においても、認定体験の機会の場についてインターネットの利用等により周知を図ります。

表示例：「滋賀県知事認定体験の機会の場」

場（体験の機会の場の名称）

事業（事業名）

平成 年 月 日～平成 年 月 日（認定期間）

注）「表示の制限」

| |
|--|
| 第二十条の五 体験の機会の場を提供する者は、当該体験の機会の場の提供に係る土地又は建物が、認定を受けていないのに、認定を受けた体験の機会の場であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。 |
|--|

5．申請内容の変更および廃止

認定体験の機会の場を提供する個人、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、認定に係る申請内容（様式第1）を変更したときは、変更届出書（様式第4）および申請時に提出した書類のうち変更に関する書類を提出してください（別表2参照）。

また、認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、廃止届出書（様式第5）を提出してください。

6．認定の有効期間および更新

認定の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年を超えない範囲内で、認定の通知の際にお知らせします。

認定の有効期間の更新を受けようとする認定民間団体等は、有効期間の満了する日の30日前までに、更新申請書（様式第6）および申請時に提出した書類のうち更新が必要な書類を提出してください（別表2参照）。

7．運営の状況報告

認定民間団体等は、毎年、事業年度終了後3ヵ月以内に、運営状況報告書（様式第7）および添付書類（別表3をご確認ください）により、事業の実施の状況等について報告してください。

認定体験の機会の場での事業の実施において、参加者等に事故があった場合は、様式第8により直ちに報告してください。

8．認定の取消し

次のいずれかに該当する場合には、認定が取り消されます。

- （1）認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、認定要件に適合しなくなったとき。
- （2）変更届出書（様式第4）および廃止届出書（様式第5）による届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。
- （3）県から報告または資料の提出を求められて、認定民間団体等がそれら報告もしくは資

料の提出をせず、または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。

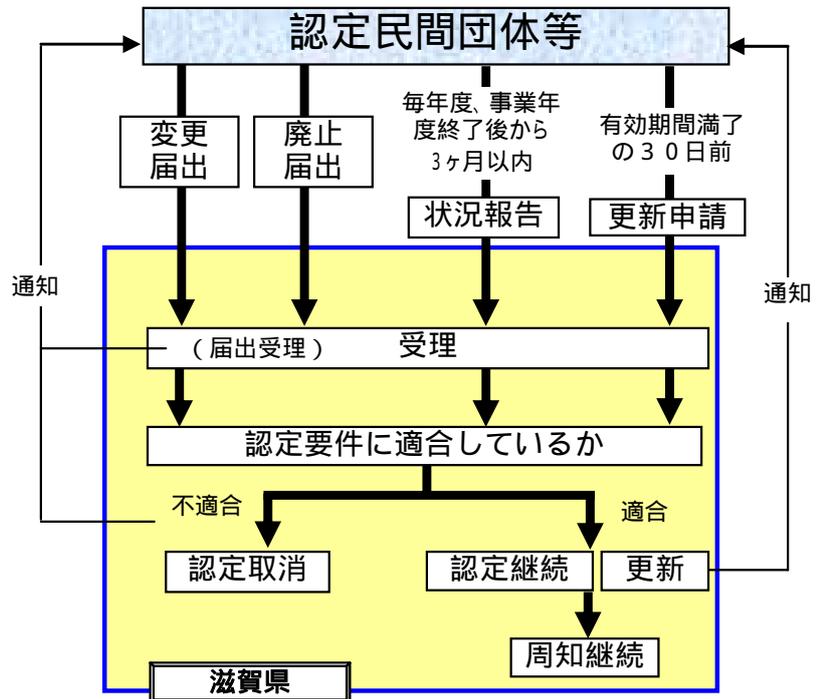
(4) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

注) 違反行為には法第28条により10万円以下の過料に処することが定められています(以下、一部抜粋)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十条の五の規定に違反した者
- 三 偽りその他不正の手段により第二十条第一項の認定を受けた者
- 四 第二十条の四第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

認定後の届出等のイメージ



お問い合わせ 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話 : 077-528-3353
FAX : 077-528-4844
メール : de00@pref.shiga.lg.jp